２　事業の目的と概要	
（１）事業概要	当団体は「日本ＮＧＯ連携無償資金協力」の支援を受けて、2021 年 3 月からチサンバ郡ムワプラ地域内のヘルスポストでマザーシェルター建設、超音波診断装置の導入及び地域内の SMAG(*1)活動強化を実施中である。当申請事業では、これらの活動のさらなる強化・有効活用のために、 1. 同マザーシェルターに安定的な水および電気の供給設備を整備し、より安心・安全な出産環境を構築する。そのために深井戸を掘削し、ソーラー発電設備の設置により水汲み上げに必要な動力源を確保するとともに、マザーシェルター内で妊産婦およびその後の健診のために使用されるワクチン・医薬品の冷蔵管理、内部の照明、特に分娩室内の夜間照明への電力を供給する。 2.チサンバ郡保健局と連携しながら、農村部の母子保健サービスを支える SMAG 注）のさらなる育成を行い、建設されたマザーシェルター運営管理の強化及び適切な母子保健サービスが地域の妊産婦に届く環境を強化する。 3.2021 年にムワプラ・ヘルスポストに導入する超音波診断装置をチサンバ郡内の複数医療施設に導入する。 これらの取り組みの相乗効果により、チサンバ郡内の出産前後の妊産婦と新生児の安全及び健康に係るリスクの低減を目指す。 (*1)SMAG：ザンビア政府指定の研修コースを修了した有資格の住民保健ボランティアで組織され、地域において妊産婦に対する啓発活動及び 5 歳未満児の成長モニタリング、医療関係者が実施する予防接種の手伝い等の母子保健サービスを提供するグループである。 The components of this project proposal are creating a safer and more secure environment for labor and delivery as well as increasing the effective utilization of mother shelter we constructed in 2021 and introduce the Echo inspection to several of the Rural Health Centers in Chisamba district. The multiplier effects of the components will work towards creating a safer healthcare service while reducing the risks of pregnant women and newborns before and after birth in the district.
（２）事業の必要性と背景	(ア)事業実施国における一般的な開発ニーズ ザンビア共和国(以下、ザンビア)は「第 7 次国家開発計画」(2017-2021 年)の中で、人間開発を経済活動の基盤の一つとして保健サービスの強化に取り組み、「国家保健戦略」(2017-2021 年)においても、母子保健を重点課題に据えている。ザンビア政府は 2021 年までに妊産婦死亡率を 10 万出生当たり 100、新生児死亡率を 1,000 出生当たり 5 まで改善することを目標としているが、2019 年の妊産婦死亡率は 183、新生児死亡率は 42.5(*1)であり、目標達成には大きな困難を伴うことが予想される。妊産婦死亡や新生児死亡を減少させるため、同国政府は施設分娩を強く要請しているが、2016 年の施設分娩率は 67%(*2)にとどまった。また、ザンビアは水力発電を主としており、電力供給は降水量に左右される。直近の数年は干ばつ傾向が顕著になり、乾季には 5～10 時間に及ぶ計画停電が頻発するなど電力不足が深刻な問題となっている。 (イ)事業地及び事業内容の選定理由 　本事業の対象地である中央州チサンバ郡は、首都ルサカから車で北東部へ約 2 時間進んだ場所に位置する。中央州チサンバ郡は面積 5,526 ㎢、人口 133,019 人を擁する郡であり、郡内に病院 1 つを含む計 16 のヘルスセンター、ヘルスポストと呼ばれる下位医療施設がある。施設分娩を 75%(*3)に改善するというザンビア政府の目標に対し、チサンバ郡においては、2020 年の施設分娩は 53%(*4)であり、改善が遅れている。この下位医療施設のうちの 1 つであり、現在当団体が日本 NGO 連携無償資金協力事業によってマザーシェルターを

	建設しているムワプラ・ヘルスポストは、面積 700 ㎢、人口およそ 6,200 人のムワプラ地域の保健医療サービス提供を担う。建設中のマザーシェルターには妊婦の出産待機室のほかに、宿泊可能な産後経過観察室、分娩室、ムワプラ・ヘルスポスト職員の当直室、付添親族の宿泊室、簡易調理場、シャワー及びトイレ、多目的棟を設置予定であり、当初の計画通りに工事は進んでいる。出産待機室、付添親族の宿泊室、産後観察室にはそれぞれ、8 床、6 床（2 段ベッド 3 台）と 2 床のベッドがあり、当直室を含め、最大で 17 人宿泊することができる。マザーシェルターにおける、1 日の一人当たりの使用水量の平均は 50 リットル(水洗トイレ 25L、洗濯 10L、シャワー10L、炊事など 5L)と考えられており、その他にもマザーシェルター、多目的棟、特に分娩室、の清掃も考慮すると、マザーシェルターだけで 1 日に必要な水量は最大で 1,000～1,500L となり、周辺住民にも水を供給する場合、約 3,000L/日となる。また、現在使用している井戸は近隣の小中学校や近隣住民と共同で使用しており、乾季には水が枯渇する傾向にある。実際に 2020 年には井戸の枯渇によってヘルスポストに十分な水を供給できないという事態が発生した。既存の深井戸は 2016 年に学校給水を主な目的として、チサンバ郡議会の管理下で掘削された。直径 15cm、深さ約 45m、水深は約 20m であり(2021 年 7 月に測定)、上述の通り、乾季の後半に干上がる傾向にあるが、この井戸を改修することは行政機関より困難と言われている。本事業申請においては、既存井戸とは別に 50m 及び 100m を離した地点で、直径 15cm、深さ 100m の深井戸を 2 本、標高的には約 3-4m 低い斜面での掘削を計画している。既に簡易電気抵抗探査を実施しており、地表から約 40m と 60m のところに水脈を確認済みである。計算では朝の汲み上げ開始時にそれぞれには約 60m の水深があれば、それぞれに約 1 トン(1,000 リトル)の水をくみ上げことを見込める。日中に 2 本の井戸から計 1 トンの浸透があれば、計画水量の 3 トン/日は供給できると考えられる。水質に関して、現存の井戸水は学校給水、生活用水に利用されているが、ヘルスポスト職員からは日々使用している中で健康に問題はないと回答があった。本申請における参考として、現存の井戸水はザンビア大学に水質分析を依頼し、WHO の基準をすべて満たしていることが分かっている。今後も当地においては、大規模干ばつ及び右に伴う、これまでの傾向から週に 2～3 回、一日あたりおよそ 4～5 時間程度の計画停電が発生することが予想される。更に、行政は予算枯渇により、辺鄙な地のヘルスポストにおいてプリペードの電気を購入できないことも頻発している。以上のことから、建設完了後のマザーシェルターを気候にかかわらず安定的に稼働させるためには、同マザーシェルターに持続可能なエネルギーを動力源とした地下水汲み上げ式の井戸及び冷蔵管理・照明機能を導入することが必要不可欠である。現状では電力公社の計画停電やチサンバ郡への電力供給網の未発達等に起因して、妊産婦に必要な医薬品を常温管理せざるを得ない状況がある。同様の理由から分娩室の夜間照明についても、電力を安定的に供給できないことが予想され、地域の安全な分娩を妨げる要因になっている。本事業を通したソーラーパネルと地下水汲み上げ式の井戸の設置は、安定したマザーシェルターの運営に貢献し、妊産婦が同ヘルスポストでの出産を選択し、ザンビア政府が目指す施設分娩を促すことに資するものである。なお、ソーラーパネルの稼働率への天候や季節に起因する悪影響は短期的なものであり、同影響についてもパネルに必要最適な蓄電機能を導入することで対処可能である。また、設置完了後には、コミュニティ内で運営員会を設ける予定であり、マザーシェルター、ヘルスポスト以外からの水利用者については毎月メンテナンスに必要な金額を徴収し、積み立てを行っていく。金額については事業開始後に当事者が決定していくものとするが、3 年以上の使用の中でも、最も故障する可能性があるポンプ（約 9 万円）を交換できる費用を積み立てられるようにする。日本から専門家を招聘し、工事の施工管理及び業者との交渉等を行うが、新型コロナの影響等で万が一日本からの渡航が困難な場合には、現地の専門家と日本からのリモートによる杉本専門家の指導と協力によって事業目標の達成を目指すこととするが、杉本専門家の渡航を最優先とする。 　また、建設完了後のマザーシェルターの運営管理は、ヘルスポスト職員のみならず、地

域ボランティアである SMAG が清掃、洗濯、炊事などの維持管理を行う予定であるが、この施設運営と妊産婦の施設分娩促進には、SMAG の活躍が欠かせない。現在ヘルスポスト職員は 4 名（助産師 1 名、看護師 1 名、ヘルスアシスタント 2 名）おり、全員が出産に対応する資格を保有しているが、持ち回りで患者に対応しているため、SMAG の協力なしに出産に対処できないからである。チサンバ郡保健局は、マザーシェルターの完成後には新たな追加の看護師職員を配置したいと考えているが、住居を確保する必要がある。これについて、地域コミュニティの中で住民からの寄付を協議しているが、すぐに実行できる状態ではない。施設の運営を強化するには、ヘルスポスト職員と SMAG が共同して施設の運用計画を立て、実行していくことが効果的である。しかし、現在、この体制を作れるだけの十分な SMAG がいるわけではない。ムワプラ・ヘルスポストがカバーするエリアは 6 ゾーンに別れており、1 ゾーンあたり 5 名、計 30 名が保健省より SMAG として認定を受け、各ゾーンで積極的に活動している。現行事業では、SMAG による活動の適正化を行い、ヘルスポストへの定期的な報告など、これまでおざなりになっていた本来やるべき業務の定例化を進めているため、各ゾーンでの活動は改善が見込めている。他方で、今後、各ゾーンを拠点とする活動に加えて、SMAG の活動にマザーシェルターの維持管理が加わることで活動範囲が広がるため、これに対応できる人員が不足している状況にある。すなわち、ヘルスポストが位置しているゾーン以外は距離的制約があり、集団母子健診・村落内での活動と両立してマザーシェルターの維持管理にも強く関与できる者は限られている。ここにマザーシェルター運営に強く関与できる新たな SMAG の必要性がある。今後は既存、新規を問わず、各ゾーンから SMAG の中でもマザーシェルターの維持管理にも積極的に関与できる者が運営を担うことで、マザーシェルター周辺の少数の SMAG だけに維持管理が委ねられている状況からの脱却、各ゾーンのオーナーシップの強化につなげていく。そのために SMAG 認定者数を増やし、輪番制を導入する。各 SMAG は最低でも月 1 回携わることから、2 名の輪番体制では、月に 50～60 名が必要となる。以上のことから、本事業においては、郡保健局と協働で新規 SMAG 認定研修を行い、マザーシェルターの運営や利用促進、地域での適切な母子保健サービスの提供を目指す。尚、事業実施地においては研修を実施できる会場がないため、本研修は６日間連続で市街地の会場を借り上げて実施する。参加者が自宅から離れて研修を受講する際に、研修参加者が食事代を日常の生計費から賄うことは困難なため、本事業の予算として計上している。本研修は、講師からの一方的な講義形式の研修だけではなく、グループディスカッションやその発表等が含まれる参加型の研修である。また、講義中の記録や研修後の SMAG としての地域巡回活動での記録等が必要となる。そのため、予算申請書には複数の文房具を予算として計上している。

チサンバ郡内の下位医療施設では、ザンビアの医療制度に基づき、産前健診において出産時の危険性が高いと診断された妊婦を上位の医療施設へ紹介している。診断は医療施設職員が触診及び胎児心拍数計測用の伝統的な「トラウベ聴診器」を用いて行われるが、触診とトラウベ聴診器のみで、多胎妊娠や逆子といった上位医療施設での出産が推奨されるケースを特定するには、医療従事者の高度な技術を要する。診断の技術・手段・道具の制約により危険性が高いケースを見落とせば、分娩時に母子が危険な状態に陥る恐れがあり、更に下位の医療施設では機材や人的資源の制限によって、その出産に対応できないことが想定される。チサンバ郡の現状としては、「ホスピタル」と名前の付く 1 つの病院以外の医療施設では超音波検査は行われておらず、妊婦は出産まで超音波検査を受けないか、遠くの病院まで交通費や宿泊費と時間をかけて行かざるを得ない状況にある。このため当団体は 2021 年 11 月に小型超音波診断装置をムワプラ・ヘルスポストに導入し、日本人専門家によるヘルスポスト職員への研修を予定している。同専門家によって 5 月に試験的にムワプラ・ヘルスポスト職員に対して導入の研修を行った際には、噂を聞きつけた地域の多くの妊婦が受診に訪れたことから、地域住民からのニーズは大きいことが分かった。本事業では、収束を見せない新型コロナウイルスの世界的な流行状況と日本国内外での他業務と

の兼ね合いを考慮し、産婦人科医師の日本からの渡航は難しいと判断したことから、日本人専門家と同様の豊富な知識と超音波検査に関する指導経験を有するザンビア人の産婦人科医師である専門家を招聘する。ムワプラ地域から発展させる形で、チサンバ郡内の 5 箇所のヘルスポストやヘルスセンターと呼ばれる低次医療施設に小型超音波診断装置の導入と職員への研修を実施し、産前健診の精度を向上させ、危険性の高い妊婦を的確に特定する。チサンバ郡の村落部の医療施設の年間の出産数は平均するとおよそ 160 であり、多くのヘルセンターでは 100 以下となっているが、今事業で事業対象となる 5 つの医療施設(マロンベヘルスセンター、モンボシヘルスセンター、チサンバヘルスセンター、チペンビヘルスセンター、カナカンタパヘルスセンター）での過去 3 年間の出産数は平均して 300 を超えており(*5)、チサンバ郡内でも多くの出産を扱っている医療施設であると共に、過去 3 年間のデータで、一度でも産前健診時に超音波検査を受診した妊婦の割合は平均 4.6%(*6)と極めて低い。これらの取り組みにより、母子を危険から守ると共に、上位医療施設への紹介の効率性を高めることに貢献する。当団体の事業を郡保健局及び、地域の伝統的な土地のリーダーであるチーフに紹介した際には、同小型超音波診断装置の他地域での展開を強く要望されている。小型超音波診断装置の導入は妊産婦や医療関係者だけではなく、行政や広く国民の需要があるといえる。

(*1) A Retrospective Analysis of Maternal Death in Zambia (2019-2020)
(*2) (*3) Zambia National Health Strategic Plan (2017-2021)
(*4) (*5) (*6) Chisamba District Health Office

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

「目標 3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

マザーシェルターの施設整備及び SMAG による妊産婦への啓発によって、自宅出産を低減することで女性がより安心・安全に出産できる環境を整備することができる。また、小型超音波診断装置の普及は適切な産前健診の実施と上位医療機関への送還につながる。これらの活動は「3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。」及び「3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。」に貢献しうる。また、SMAG の育成事業を通じて「3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。」に貢献しうる。

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／良い統治	貿易開発	母子保健	防災
0:目標外	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	2:主要目標	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化
0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

	●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は、母子保健サービスの改善により、国別開発協力方針 3.重点分野の「(2)経済活動を支えるインフラ整備・社会サービスの向上」の達成に貢献する。 ●「ＴＩＣＡＤⅦおよびＴＩＣＡＤ７における我が国取組」との関連性 本事業は、妊産婦による医療施設の利用促進および母子保健サービスの改善を通じ、「TICAD7 における日本の取組」の「2.人間の安全保障･SDGs 実現」「UHC 拡大とアフリカ健康構想」の達成に貢献する。
（３）上位目標	チサンバ郡における出産時及び出産前後の母子の安心・安全が保障される。
（４）プロジェクト目標（今期事業達成目標）	チサンバ郡の妊産婦が適切かつ良質な母子保健サービスを受けられるようになる。
（５）活動内容	1　マザーシェルターの水及び電気供給の整備 1-1 地下水汲み上げ式井戸の掘削とソーラーパネルの設置 マザーシェルターに供給するための地下水汲み上げ式の深井戸を設置する。この井戸は地域住民も使用できるものとし、またその井戸とマザーシェルターに電力を供給するためのソーラーパネルを設置する。 1-2 水利用・維持管理組織の設立 運用管理、水代徴収(メンテナンス費用の捻出)方法等のルール決定および議論を行うために管理組織を設立する。当団体は管理組織設立に向けたサポートと、必要に応じて会議の設定および助言を行う。 1-3 利用・運用計画の策定 1-2 で設立された管理組織が主体となり、水利用に関する運用計画が策定され、それに沿う形で管理組織によって井戸の利用が管理される。 2　マザーシェルターの運営管理能力強化 2-1 マザーシェルター運営と利用促進を支える新規 SMAG の認定 マザーシェルターの運営管理に必要な SMAG を増やすために、郡保健局と協働で新規 SMAG 認定のための 6 日間の研修を行う。研修の参加者は当団体とムワプラ・ヘルスポストの職員及び SMAG のリーダーとの協議によって慎重に決定される。講師は郡保健局から派遣され、この研修では、妊娠中および出産後の危険な兆候、新生児の危険な兆候、婦人科疾患やコミュニティ内での緊急時対応等の講義がなされる。 2-2 新規認定 SMAG による活動実践とその評価 郡保健局のプログラムでは新たに認定された SMAG は各地域での健康講話を行うこととされている。当団体は、マザーシェルターでの新規 SMAG の活動モニタリングと、健康講話や各家庭巡回時に SMAG が使用できる説明資料等の準備サポートおよびモニタリングと記録を行う。 3 チサンバ郡医療施設職員に対する超音波検査の実施・診断方法の研修 3-1　専門家(産婦人科医師)による指導の実施 ザンビア人産婦人科医を専門家として招聘し、小型超音波診断装置の使い方や診断についての技術研修・指導をチサンバ郡の 5 箇所の医療施設で行う。本事業で導入する小型超音

	波診断装置は 2020 年度の事業でもチサンバ郡ムワプラ地域に導入するものである。ムワプラ・ヘルスポストにて試験導入した際には、ヘルスポスト職員や行政からも高い評価を受けた。なお、同製品は発展途上国での使用を念頭に置いた仕様であり、スーダン共和国における JICA 企業連携プログラムで実施された試験運用の結果、スーダン共和国でも高く評価されている。非常にシンプルな機器であるため、通常の使用で同製品が故障することはほとんどないことを製造会社に確認済みである。本事業ではチサンバ郡内 5 つの医療施設で超音波検査が行われることを想定し各施設に複数個の小型超音波診断装置を供与する。 3-2　医療施設職員による超音波検査の実施 専門家による研修を受けた医療施設職員が産前健診の際に、超音波診断装置を使用した健診を行う。
	直接裨益人口： 小型超音波診断装置の導入：妊婦およそ 1500 人、医療施設職員およそ 10 人、 新規 SMAG メンバー育成：新規 SMAG15 人、 深井戸による給水：マザーシェルター利用者約 100 人、周辺住民約 100 世帯（400 人～500 人） ソーラー発電：マザーシェルター利用者 100 人、ムワプラ地域住民約 7000 人(ワクチン・医薬品の冷蔵管理) 間接裨益人口：チサンバ郡人口 133,019 人
（６）期待される成果と成果を測る指標	成果 1.ムワプラ・ヘルスポストのマザーシェルターに対して安定的な水と電力が供給される 【指標 1】ムワプラ・ヘルスポストにおいて、設置後の事業期間中において停電および断水が起こっていないことが当団体職員及びムワプラ・ヘルスポスト職員からの毎月のレポートによって確認される。（ヘルスポスト職員から当団体へのレポートの提出） 【指標 2】ヘルスポスト職員による深井戸及びソーラー設備に関る運用・維持管理計画が策定され、当団体職員による管理計画書の確認が行われる。 【指標 3】水利用管理組織が形成され、運用・維持計画が策定・実施される。管理組織は毎月ミーティングを開催し、当団体に利用状況に関するレポートを提出する。 【指標 4】井戸・ソーラーパネルのメンテナンスに備えて、毎月 1,500 ザンビアクワチャ（100 世帯×15 クワチャ）の積立を行うことができ、その積立が帳簿によって当団体職員によって確認される。 【指標 5】定期的に行われるマザーシェルター利用者へのアンケート調査において、利用者の 7 割が、水・電気のインフラ整備を理由として回答する。 成果 2. 充分な知識・技能を習得した SMAG メンバーによってマザーシェルターが運用される。 【指標 1】15 人以上の認定 SMAG を育成し、育成研修の中で行われる試験に研修の参加者全員が合格する。 【指標 2】新規 SMAG の育成後、マザーシェルターのローテーション勤務表に、事業期間中毎日 2 名が割り当てられ、出勤表によって活動内容の確認が行われる（当団体職員による確認） 【指標 3】毎月の集団母子健診の際に、新規の SMAG によって健康講話が行われており、認定研修で取得した知識の実践活動がなされていることが、当団体職員によって確認される（活動記録の確認） 成果 3. 出産時及び産前産後の危険性が高い妊産婦の特定が正確に行われる環境が整う。 【指標 1】専門家による研修後に実施する小型超音波診断装置を用いた妊婦の診断方法に

	関する実技試験において、導入医療施設の該当職員全員が合格する。 【指標 2】各医療施設にて産前健診を受けて出産した産婦のうち、超音波診断装置を用いた健診を受診した妊産婦の割合が 50%以上となり、その記録が医療施設における産前健診記録によって確認される。（当該医療施設過去 3 年平均値 4.6%）
（７）持続発展性	地下水汲み上げ式井戸とソーラーパネルの導入に当たっては、水利用管理組織を形成し、使用や水代の徴収などのルールを設定し、地域コミュニティ内で持続発展できるようにしていく。故障・消耗品の交換などに備え、日常的に井戸の使用者から支払い可能な利用料を徴収し、積み上げている資金からメンテナンス費用を捻出することが可能なため、地域コミュニティによる維持管理が可能である。当団体としては、水利用管理組織の形成をサポートし、ルールの策定について助言を行う。また、ムワプラ地域内各村で妊産婦の健康を支える SMAG の育成により、妊産婦が妊娠や出産について身近にいる SMAG に相談できるようになる。その結果、妊産婦が安心して周産期を過ごすことができる他、子育て環境が改善される。更に、SMAG 研修を受け、しっかりとした知識を携えた SMAG を中心に、マザーシェルターの利用促進活動が地域で展開され、多くの妊産婦による利用が期待されるとともに、SMAG はマザーシェルターの日常の維持管理を担えるようになる。財政難等が原因で行政は SMAG 育成のトレーニングを行えていないのが現状であり、申請事業では対象地域の母子保健サービスの継続性を損なわない数を十分確保することになり、当分は養成のニーズはなくなる見込みである。結果、持続発展性は十分に担保できると言える。 チサンバ郡内の 5 箇所の医療施設に導入される、故障の可能性が低い小型超音波診断装置により産前健診が充実し、危険度の高い妊婦を早期かつ的確に特定し安全な出産が促進される。これらの持続可能な活動によってチサンバ郡の妊産婦に適切な母子保健サービスが行き届き、出産時及び出産前後の母子の安心と安全が保障される。 SMAG の育成と小型超音波診断装置の導入事業については、既に在日ザンビア大使館の保健セクターの担当者及び中央州保健局、チサンバ郡の保健局から好評価を得ており、今後も事業をチサンバ郡内他地域に限らず、ザンビアの他の郡に発展させていくことが可能である。 当団体は本事業終了後も同地域で母子保健改善事業を実施するため、同施設への訪問や本事業実施時に作成するソーラーパネルおよび井戸の利用状況記録の継続的な確認、SMAG 活動の集団母子健診時の帯同ができ、当面は事業実施地の状況を直接確認することが可能なため、必要に応じて助言や改善点の協議を行う。 事後状況調査に際して、本事業の持続発展性を確認する上で適当と思われる訪問先及び注目すべき事項は下記の通りである。 (1)各医療施設：小型超音波診断装置が適切に保管されていること、当該施設職員により適切に使用されていることを確認する。 (2)ソーラーパネル・井戸：設備・備品がムワプラ・ヘルスポスト職員及び運用組織により適切に管理・利用されていることが確認する。 (3)集団母子健診及びコミュニティ内での SMAG 活動：充分な数の SMAG メンバーが活動を継続し、適切な母子保健サービスを提供していることを確認する。